

**地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の  
設定に関する環境配慮基準  
(第6期大分県地球温暖化対策実行計画別冊)  
(素案)**

令和 年 月

大分県



## 1 基準策定の趣旨

FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の急速な導入拡大により、電源構成に占める再エネ比率は2022年度には約22%にまで上昇しています。

国は、2025年2月に、2040年度の温室効果ガスを2013年度比で73%削減する目標を定めた新たな地球温暖化対策計画を決定しましたが、その中では、再エネの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととしており、再エネの更なる導入拡大が求められています。本県が進める大分県版カーボンニュートラルの取組においても、再エネの導入は省エネの推進と並ぶ重要な柱です。

他方で、再エネを巡っては、景観の悪化や野生動物への悪影響、生態系の破壊、騒音の発生、温泉資源への影響等の環境トラブルや土砂災害といった様々な懸念や問題が生じており、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他の公益への配慮が必要です。

こうした状況に対応するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づく制度として「地域脱炭素化促進事業」が創設されています。

同制度は、市町村が単独又は都道府県と共同で、地域の実情に応じて環境の保全や公益への配慮等を意識した区域（以下「促進区域」という。）を設定するとともに、再エネ事業者に地域貢献に関する取組を求めて、環境に適正に配慮し、かつ地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業の導入を促進しようとするものです。

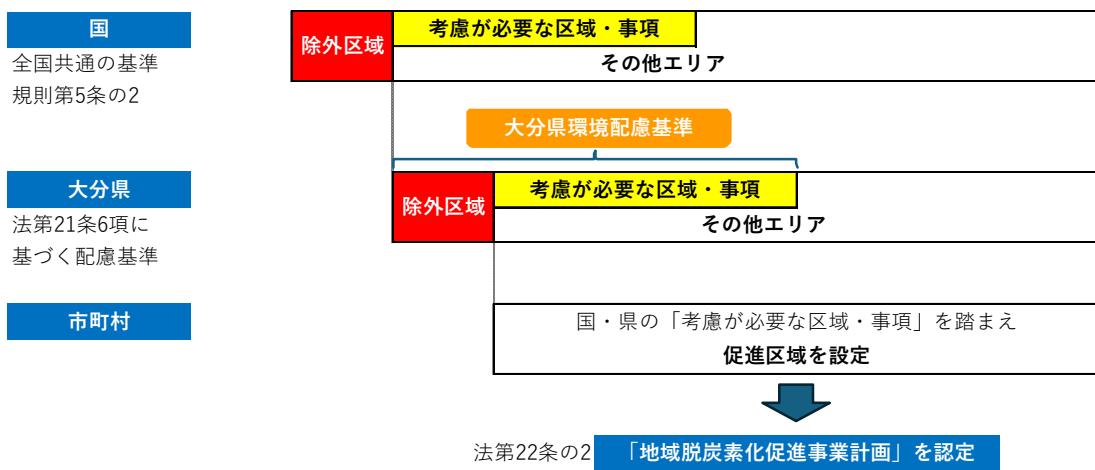
促進区域の設定にあたっては、法施行規則（以下「規則」という。）で定める基準に即して、都道府県基準を定めることができます。

県が環境に配慮した望ましい立地の考え方を明確にし、県内市町村が適切に立地誘導を行えるようにすることで、再エネの主力電源化に向け、地域と共生する再エネ事業の創出を促進することを目的として、県の環境配慮基準を策定します。



## 2 基準の位置づけ

本基準は、法第21条第6項及び第7項に規定する都道府県が定める基準です。



## 3 基準の対象

県が定める基準の対象とする地域脱炭素化促進事業における再エネ発電施設の種類は次のとおりです。

- ・太陽光発電（建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものを除く）
- ・風力発電（洋上風力を除く）

## 4 促進区域に含めることができないと認められる区域

国が規則第5条の2第1項第1号で定める促進区域に含めない区域を、促進区域として設定することはできません。

また、規則第5条の4第2項第1号に基づき、県が定める「促進区域に含めることができないと認められる区域」は表1のとおりです。

【参考・表】国が定める促進区域に含めない区域（規則第5条の2第1項第1号）

促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
原生自然環境保全地域 ※	自然環境保全法
自然環境保全地域 ※	自然環境保全法
国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区 ※	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
生息地等保護区のうち管理地区 ※	絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律（種の保存法）
国立公園・国定公園のうち 特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域	自然公園法

※大分県内において指定がない地域・地区（令和8年3月時点）

【表1】促進区域に含めることができないと認められる区域（除外すべき区域）

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林 ※	森林法
動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域	大分県自然環境保全条例
	県自然海浜保全地区	大分県自然海浜保全地区条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園・国定公園のうち 第2種特別地域 第3種特別地域	自然公園法
	県立自然公園のうち 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	大分県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法

※保安林は太陽光発電のみを対象とする

## 5 促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項

規則第5条の4第2項第2号に規定する環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等は表2のとおりです。

市町村は、考慮対象事項について「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づき、必要な情報を収集し、検討を行う必要があります。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、「適正な配慮のための考え方」に基づく措置の実施が確保されるよう、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者が作成する地域脱炭素化促進事業計画に措置の内容を記載させることが必要です。

【表2】促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項

考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	地域脱炭素化促進事業計画を作成する事業者に求める適正な配慮のための考え方
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・保全対象施設（学校、病院、福祉施設等）の分布状況</li><li>・住宅の分布状況</li><li>・騒音の環境基準</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境アセスメントデータベース（以下「EADAS」という。）</li><li>・関係機関が示す資料</li><li>・住宅地図</li><li>・県環境保全課ホームページ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事用資材等の搬出入や建設機械の稼働に係る影響について、回避又は低減する措置を講じること。</li><li>・発電設備の設置場所については、保全対象施設や住宅から十分な離隔距離を確保するとともに、必要に応じて防護壁を設置するなど適切な措置を講じること。</li></ul>
水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量、水温による影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川等の公共用水域の水質状況</li><li>・飲料水や農業用水等の取水・利水状況</li><li>・水質汚濁の環境基準</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・EADAS</li><li>・関係機関が示す資料</li><li>・県環境保全課ホームページ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・造成等の施工による一時的な影響を含め、事業の実施に伴い濁水が発生しないよう、適切な措置を講じること。</li><li>・公共用水域や地下水の水質や取水・利水への影響が生じないよう適切な措置を講じること。また、影響を及ぼす恐れがある場合は事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。</li></ul>
反射光による影響(太陽光発電のみ)	<ul style="list-style-type: none"><li>・保全対象施設（学校、病院、福祉施設等）の分布状況</li><li>・住宅の分布状況</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・EADAS</li><li>・関係機関が示す資料</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・保全対象施設や住宅に反射光が差し込まないよう、アレイの配置や向きの調整、植栽等を施すなど、影響が回避又は軽減されるよう適切な措置を講じること。</li></ul>

考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	地域脱炭素化促進事業計画を作成する事業者に求める適正な配慮のための考え方
風車の影による影響(風力発電のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設 (学校、病院、福祉施設等) の分布状況</li> <li>・住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・関係機関が示す資料</li> </ul>	・保全対象施設や住宅に風車の影が長時間重ならないよう風車の配置を検討すること。
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な地形、地質の分布</li> <li>・ジオパークのジオサイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・関係機関が示す資料</li> <li>・県自然保護推進室ホームページ</li> </ul>	・事業区域内に注目すべき地形・地質がある場合は、その周辺の環境保全も含め、改変を避けた事業計画とすること。
土地の安定性への影響	・土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・大分県土砂災害等警戒区域等情報</li> <li>・県土木事務所</li> <li>・市町村建設担当</li> </ul>	・土砂災害警戒区域の上流域等において事業区域を予定する場合は、現地状況を十分に勘案の上、施設の位置や規模を検討し、災害が助長・誘発されることのないよう適切な措置を講じること。
	・山地災害危険地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・大分県山地災害危険地区情報</li> </ul>	・山地災害危険地区においては事業区域を予定する場合には、現地状況を十分に勘案の上、施設の位置や規模を検討し、災害が助長・誘発されることがないよう適切な措置を講じること。
	・土地の災害履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・国土交通省土地保全図(災害履歴図)</li> <li>・関係機関が示す資料</li> </ul>	・事業区域内に及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあつた場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について必要な調査を行い、再び災害を誘発させないよう、適切な措置を講じること。

考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	地域脱炭素化促進事業計画を作成する事業者に求める適正な配慮のための考え方
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少な野生動物の生息・生育状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省）</li> <li>・レッドデータブックおおいた2022</li> <li>・県自然保護推進室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な種の生息場所や生息環境を原則として事業区域に含めないこと（風力発電施設においては、希少鳥類の渡り・移動経路について考慮すること）。</li> <li>・事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少な野生植物の生息・生育状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省）</li> <li>・レッドデータブックおおいた2022</li> <li>・県自然保護推進室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な種の生息場所や生息環境を原則として事業区域に含めないこと。</li> <li>・事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要湿地</li> <li>・保護林</li> <li>・自然共生サイト</li> <li>・おおいたの重要な自然共生地域</li> <li>・ユネスコエコパーク（核心地域、緩衝地域）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・環境省ホームページ</li> <li>・九州地方環境事務所</li> <li>・九州森林管理局</li> <li>・県自然保護推進室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に重要地域が含まれている場合は、特に配慮を必要とする種の生息、生息状況とその保全に必要な措置について調査し、当該動植物種への影響を極力回避した事業計画とすること。</li> <li>・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。</li> </ul>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県広域景観保全・形成指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県都市・まちづくり推進課ホームページ</li> <li>・市町村担当課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域景観エリアにおける環境保全の考え方に基づいた保全の取組を検討のうえ、事業計画を作成すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画の対象区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・県都市・まちづくり推進課ホームページ</li> <li>・市町村担当課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業予定地に景観計画の対象区域を含む場合には、景観計画所定の手続に留意し、かつ景観形成基準への適合等、景観に配慮した事業計画とすること。</li> </ul>

考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	地域脱炭素化促進事業計画を作成する事業者に求める適正な配慮のための考え方
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風致維持向上計画で定める重点区域</li> <li>・沿道景観保全地区</li> <li>・沿道環境美化地区</li> <li>・国立公園・国定公園の普通地域</li> <li>・県立自然公園の普通地域</li> <li>・重要伝統的建造物群保存地区</li> <li>・重要文化的景観</li> <li>・史跡・名勝・天然記念物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省ホームページ</li> <li>・市町村担当課</li> <li>・県都市・まちづくり推進課ホームページ</li> <li>・県土木事務所</li> <li>・EADAS</li> <li>・九州地方環境事務所</li> <li>・県自然保護推進室</li> <li>・EADAS</li> <li>・文化庁ホームページ</li> <li>・市町村担当課</li> <li>・県文化課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点区域内の重要文化財・史跡等への影響に十分配慮し、周辺景観と調和した事業計画とすること。</li> <li>・地区内の環境保全と環境美化に十分考慮した事業計画とすること。</li> <li>・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境や景観の保全に必要な措置を講じること。</li> <li>・文化財の現状変更のほか、指定範囲外における保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要になる場合があるので、眺望点や主要な眺望方向の観点にも留意すること。</li> </ul>
主要な人と自然の触れ合いの活動の場への影響	・キャンプ場、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、散策路、登山道塔の自然の触れ合いの活動の場の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・観光資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内に自然とのふれあいの活動の場がある場合は、当該地の改变を避け、又はその改变面積を最小限に抑えた事業計画とすること。</li> </ul>
その他、特に配慮が必要と判断する事項	・周知の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・市町村担当課</li> <li>・県文化課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち、事業区域に周知の埋蔵文化財包蔵地がないか確認すること。</li> <li>・事業区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地がある場合は、法令に基づく必要な措置を講じること。</li> </ul>

考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	地域脱炭素化促進事業計画を作成する事業者に求める適正な配慮のための考え方
その他、特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法に基づく地区計画の区域、都市計画施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県都市まちづくり推進課</li> <li>・市町村担当課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。</li> <li>・事業区域内に都市計画施設がある場合は、その区域や内容を確認の上、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種農地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村担当課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、営農継続性や周辺農地への影響を抑えるために必要な措置を講じること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県森林整備室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内に県営林がある場合は、法令に基づく必要な措置を講じること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村特有の自然、景観、歴史、民意等の実情</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村が定めるルール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の実情をよく理解した上で、事業計画を策定すること。</li> <li>・各市町村が再エネ事業を行わないよう協力を求めている区域については、原則として事業区域に含めないこと。</li> </ul>

## 6 地域脱炭素化促進事業に関する例示

市町村が促進区域を設定するに当たっては、次に示すような地域脱炭素化促進事業の実施が想定されます。

### (1) 建物屋根等の活用

大きな屋根や壁を有している施設では、ある程度の発電量が確保できる太陽光発電事業が期待されます。

<例示>公共施設、教育関連施設、大型商業施設、大型スポーツ施設、工場等

## (2) 未利用地の活用

現在十分に活用されていない土地の積極的な活用により、地域に新たな収入源をもたらす事業が期待されます。

<例示>未利用地、廃校のグラウンド、工場跡地、荒廃農地、ゴルフ場跡地等

## (3) 大規模需要地等への電力供給

サプライチェーンにおける脱炭素の要請が強まる中、脱炭素電源確保のニーズが生じる工業団地や産業集積地域へ再エネ電力を供給する事業や、電動車の普及に伴い、カーポート型太陽光発電設備の設置する事業なども期待されます。

<例示>工業団地、駐車場等

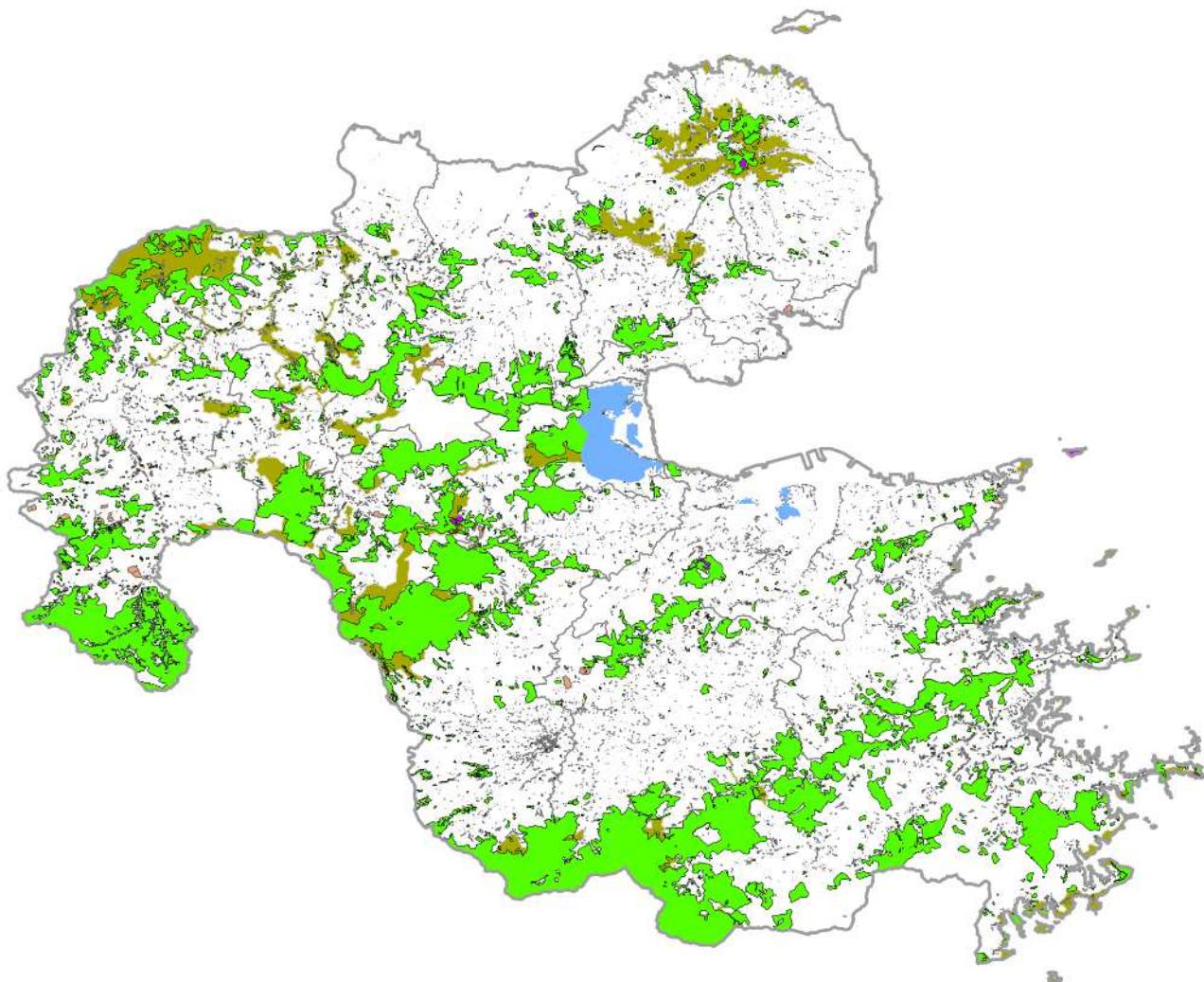
## 7 留意事項

- ・市町村は、促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項について、その影響が隣接する市町村へ及ぶおそれがある場合は、当該市町村の意見を求めるなど調整を行うこと。
- ・令和6年の法改正により、促進区域を都道府県と市町村が共同して定めることも可能となっていることから、複数市町村にわたる促進区域を設定する場合や、県との政策的な連携が必要な場合など、必要に応じて県と相談しながら、促進区域の検討を行うこと。

## 8 基準の見直しについて

本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的・社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとします。

## 【参考資料】促進区域に含めることができない区域マップ（太陽光発電）



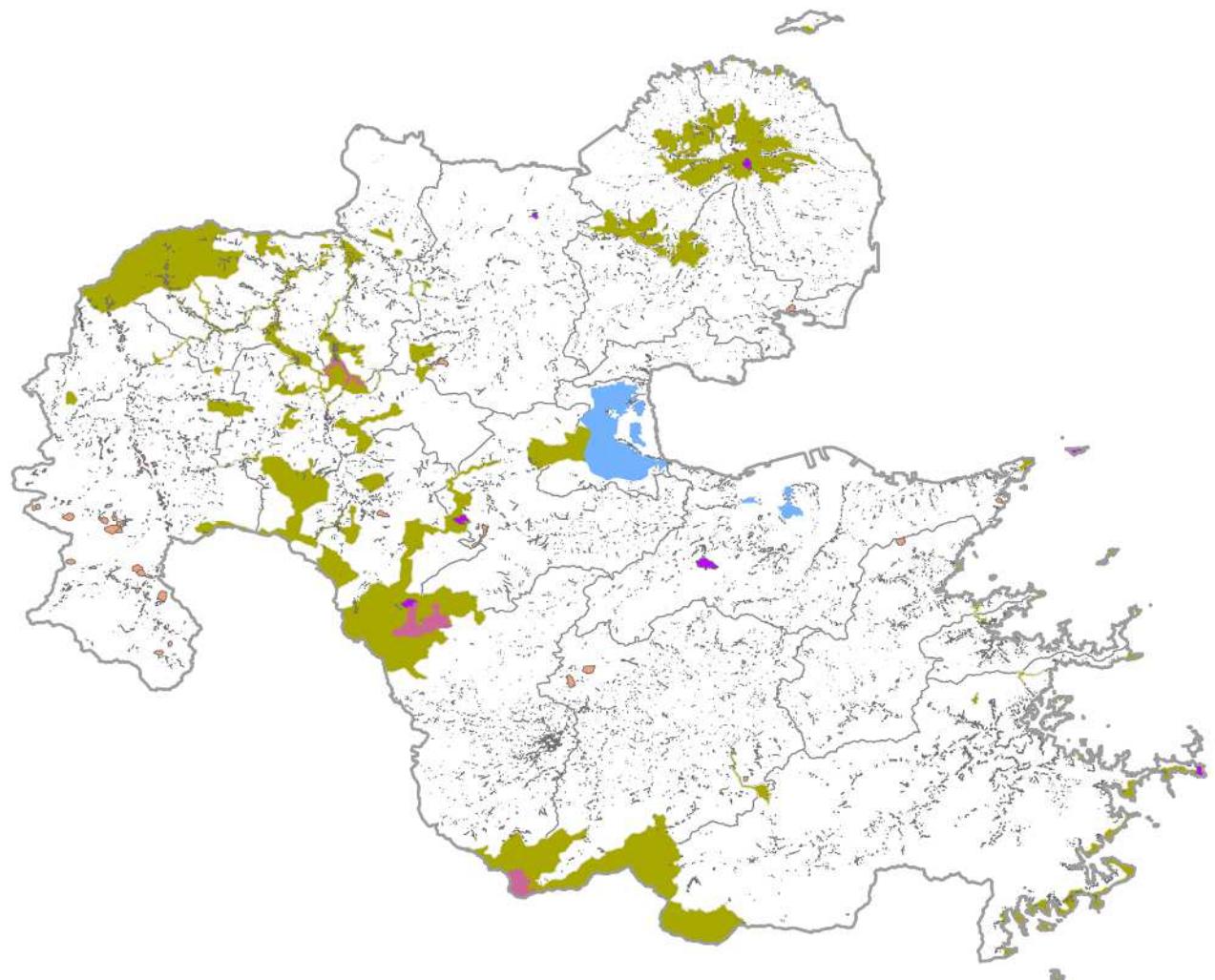
※1 国の基準及び大分県基準に該当する区域を示す

※2 大分県基準のうち、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、ラムサール条約湿地、県自然環境保全地域及び県自然海浜保全地区は除く

### 【凡例】

シンボル	該当区域	出典
	地すべり防止区域	
	土砂災害特別警戒区域	
	保安林	
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	国土数値情報ダウンロードサイト ( <a href="https://nlftp.mlit.go.jp/index.html">https://nlftp.mlit.go.jp/index.html</a> )
	国立公園・国定公園のうち特別保護地区	
	国立公園・国定公園のうち第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域 県立自然公園のうち第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域	
	風致地区（大分市、別府市）	<ul style="list-style-type: none"><li>▷ 大分市 WEB ページ (<a href="https://www.city.oita.oita.jp/o169/machizukuri/toshi/1014448985235.html">https://www.city.oita.oita.jp/o169/machizukuri/toshi/1014448985235.html</a>)</li><li>▷ 別府市 WEB ページ (<a href="https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/sumai_tosi/tosi_keikan/detail10.html">https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/sumai_tosi/tosi_keikan/detail10.html</a>)</li></ul>

## 【参考資料】促進区域に含めることができない区域マップ（風力発電）



※1 国の基準及び大分県基準に該当する区域を示す

※2 大分県基準のうち、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、ラムサール条約湿地、県自然環境保全地域及び県自然海浜保全地区は除く

### 【凡例】

シンボル	該当区域	出典
	地すべり防止区域	国土数値情報ダウンロードサイト ( <a href="https://nlftp.mlit.go.jp/index.html">https://nlftp.mlit.go.jp/index.html</a> )
	土砂災害特別警戒区域	
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	
	国立公園・国定公園のうち特別保護地区	
	国立公園・国定公園のうち第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域 県立自然公園のうち第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域	
	風致地区（大分市、別府市）	<ul style="list-style-type: none"><li>▷ 大分市 WEB ページ (<a href="https://www.city.oita.oita.jp/o169/machizukuri/toshi/1014448985235.html">https://www.city.oita.oita.jp/o169/machizukuri/toshi/1014448985235.html</a>)</li><li>▷ 別府市 WEB ページ (<a href="https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/sumai_tosi/tosi_keikan/detail10.html">https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/sumai_tosi/tosi_keikan/detail10.html</a>)</li></ul>